

「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」の概要

改定の目的

- 都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするもの
- 東日本大震災を踏まえ、**防災の視点を重視**した新たな整備方針として改定

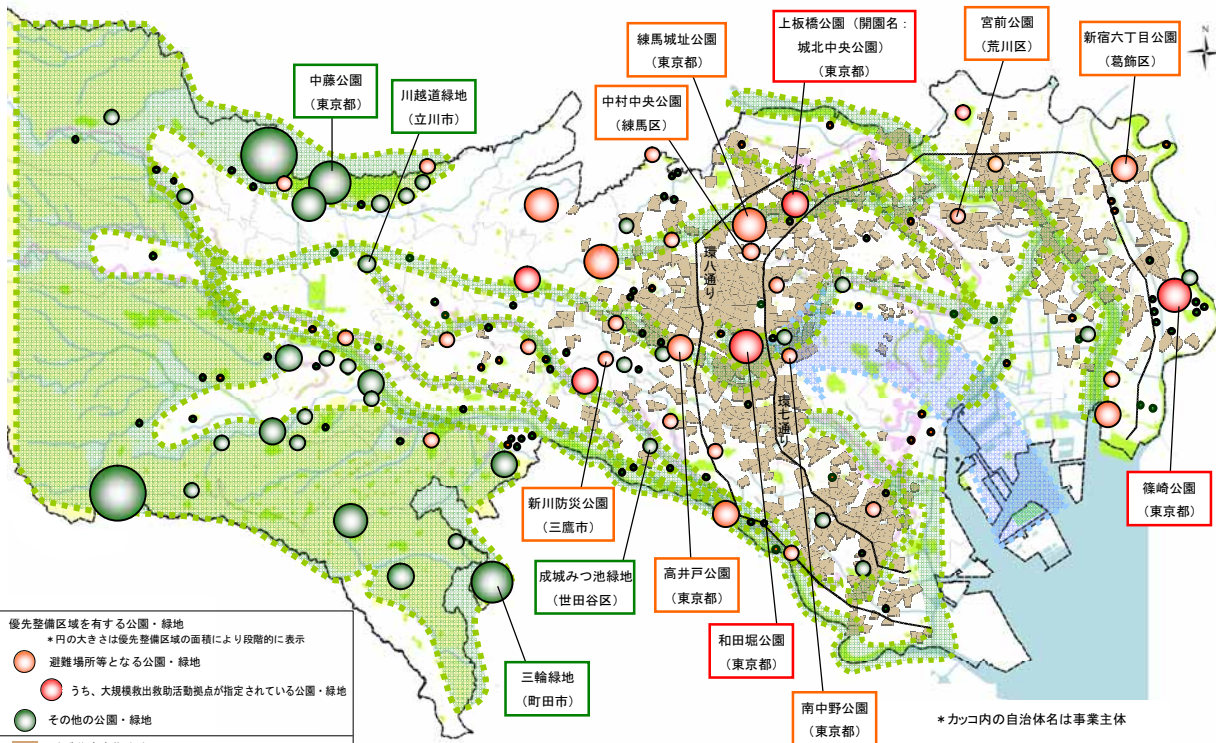
改定のポイント

①水と緑のネットワークの形成を図るとともに、首都東京の防災機能を強化

- ◆新たな優先整備区域（計画期間：平成23～32年度）・・・154か所、433ヘクタール
- 避難場所や、大規模救出救助活動拠点が指定されている公園等防災拠点となる公園・緑地の整備促進
・・・176ヘクタール（区部 108ヘクタール、多摩部 68ヘクタール）

⇒ **区部において約22万人分の避難場所を確保**

- 丘陵地、崖線、河川沿いの緑等、東京の骨格となる緑を保全・創出



②民間の力を活用し、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組みを創設

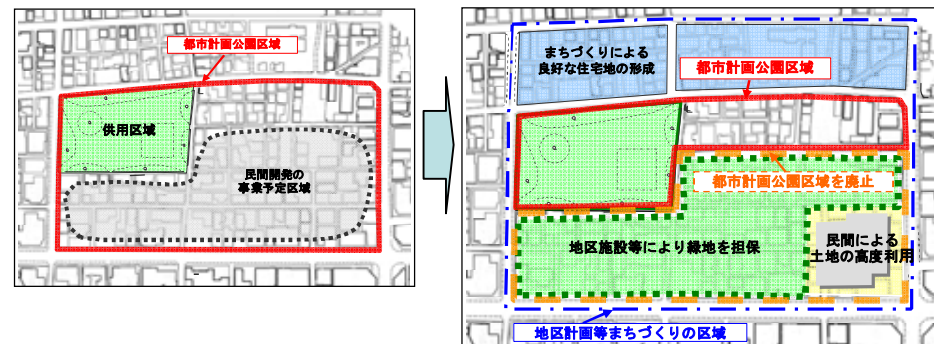
- センター・コア・エリア内の未供用区域を対象
- 一定規模以上の区域を地区施設等の緑地として確保することを条件に、当該区域の都市計画公園・緑地を廃止し、民間開発の中で緑地を創出

⇒ **地域の防災性の向上や緑豊かな都市空間の形成など、公園機能を早期に発現**



センター・コア・エリアの範囲

新たな仕組みの適用イメージ



優先整備区域を有する公園・緑地
*内の大きさは優先整備区域の面積により段階的に表示
○ 避難場所等となる公園・緑地
● うち、大規模救出救助活動拠点が指定されている公園・緑地
● その他の公園・緑地
■ 木造住宅密集地域
— 崖線
— 河川
--- 主な水と緑の骨格（「水と緑のネットワーク形成」（2020年の東京）への実行プログラム2012）をベースに作成）

*カッコ内の自治体名は事業主体